

第1号様式（第5条関係）

二宮町中小企業等事業継続支援金支給申請書

年 月 日

二宮町長様

〒

申請者 所在地(住所)

名称(商号)

代表者職・氏名 (印)

生年月日 年 月 日

電話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営の安定に支障が生じており、二宮町中小企業等事業継続支援金の給付を受けたいので、次のおり申請します。

なお、支給要件の審査にあたり、町税の滞納の有無等を確認すること、暴力団員等でないこと（法人にあっては暴力団でないこと）を確認するため神奈川県警察本部に照会することに同意します。

事業者の概要	「法人の方」のみ記載	①業種	②資本金 <span style="float: right;">円</span>
		③従業員数 <span style="float: right;">人</span>	
売上比較	(単位：円)		
	年 月 売上金額(A)※	年 月 売上金額(B)※	減少率% (B-A)/B×100
	減少率は5%以上であり、50%未満であること		
	※ (A)「令和2年3月から令和3年2月」のいずれかの売上高を記載すること。		
	(B) (A)に記載した「令和2年3月から令和3年2月」の前年同月の売上高を記載すること。		
	※2 平成31年1月から令和元年12月までの間に売上高が生じるようになった申請者		
	(A)「令和2年3月から令和3年2月」のいずれかの売上高を記載すること。		
	(B)「売上高が生じた月から令和元年12月までの月平均」の売上高を記載すること。		
	※3 令和2年1月から同年3月までに売上高が生じるようになった申請者		
	(A)「令和2年4月から令和3年2月」のいずれかの売上高を記載すること。		
	(B)「令和2年1月から3月までの月平均」の売上高を記載すること。		
売上高等	平成31年3月から令和元年6月までの売上高の合計が20万円以上となっている。 (創業間もない者)売上高が生じた月から連続した4か月の売上高の合計が20万円以上。 <input type="checkbox"/> ← 該当する場合は、チェックしてください。		
申請額	200,000 円		
添付書類	1 ・法人の場合、履歴事項全部証明書の写し ・個人の場合、開業届又は営業許可書の写し及び身分証明書の写し 2 令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。ただし、個人にあっては、令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し（確定申告がない場合は、令和2年度分の市町村民税、都道府県民税申告書の写し）並びに令和元年分所得税青色申告決算書の1ページ及び2ページ(月別売上(収入)金額の記載があるもの)又は収支内訳書等事業収入を得ていることを確認できる書類の写し 3 振込口座の通帳写し 4 「感染防止対策取組書」の登録が確認できる書類の写し		

## 誓約書

- ・ 二宮町中小企業等事業継続支援金支給要綱第3条(支給対象者)の規定に該当すること
- ・ 申請の内容及び提出する関係書類に相違ないこと
- ・ 偽りやその他不正な手段により給付金の支給を受けたことが判明した場合、支援金の返還に応じること

上記のことについて、誓約します。

申請者氏名

印

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年3月末日までに町内に事業所を有し、令和2年度以降も継続して町内で事業を営む予定であること。
  - (2) 令和2年1月から12月までの間の前年同月と比した売上減少率が各月とも50%未満で、かつ令和2年3月から令和3年2月までのいずれか一月が前年同月と比べ5%以上の売上減少率であること。ただし、開業後間もない等で、売上高を前年同月と比較することができない場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
    - ア 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した者にあつては、同年の月平均の売上高と、令和2年3月から令和3年2月までのいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。
    - イ 令和2年1月から同年3月までに開業した者にあつては、同年1月から3月までの月平均の売上高と、令和2年4月から令和3年2月までのいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。
  - (3) 平成31年3月から令和元年6月までの売上額の合計が20万円（事業開始が前述の期間に満たない者にあつては、創業してからの売上高の月平均が5万円）以上であること。
  - (4) 令和2年1月から12月までの売上高について、国の持続化給付金の支給対象となっていないこと。
  - (5) 個人事業主にあつては、事業収入が事業収入以外の収入（公的年金収入を除く）より多いこと。
  - (6) 令和2年1月31日までに到来した納期限の町税を完納している者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者。
  - (2) 法人税法（昭和40年法律第34条）別表第一に規定する公共法人
  - (3) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
  - (4) 二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21条）第2条第2号から第5号までに規定する者と密接な関係を有する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でない町長が認める者